

# 令和 5 年度桜井市広報紙編集用パソコン 一式調達 入札説明書

入札説明書一式	添付様式一式
1.入札説明書	1.適合規格承認申請書(様式1-1)
2.適合規格承認申請書記載例	2.実施体制届(様式2)
3.実施体制届記載例	3.入札書(様式A-1)
4.入札書記載例	4.見積積算内訳書(様式A-2)
5.見積積算内訳書記載例	5.委任状(様式B)
6.委任状記載例	6.見積書(様式C-1)
7.見積書記載例	7.見積内訳書(様式C-2)
8.見積内訳書記載例	8.入札辞退届(様式D)
9.入札辞退届記載例	9.再度入札辞退届(様式E)
10.再度入札辞退届記載例	
11.入札書封緘例	
12.入札仕様書	

令和 5 年 10 月  
桜井市役所行政経営課

桜井市が調達する物件に係る一般競争入札最低価格落札方式については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該説明書等に疑義がある場合は下記第 16 その他（4）に掲げる者の説明を求めることができます。

## 第1 調達について

---

本入札説明書に係る入札は桜井市が執り行い、令和 5 年度桜井市広報紙編集用モバイルノート型パソコン一式として、調達物品に係る購入代金の合算を対象とします。入札物件は、桜井市が別途リース入札により決定するリース事業者に、落札した金額をもって売り渡してください。

- ・ 桜井市、落札者、リース事業者との三者契約とします。
- ・ リース期間は令和6年3月1日～令和11年2月28日までの5年間契約とします。
- ・ 保守料は、リース事業者による月額での代理回収になる場合があります。
- ・ 契約についての詳細は、第 10 契約の締結及び契約書作成の要否等に示すとおりです。

## 第2 一般競争入札に付する調達の内容

---

### (1)入札物件、数量および特質

(入札物件名)

令和 5 年度桜井市広報紙編集用モバイルノート型パソコン一式の調達

次に掲げる物品①～②を一括で入札します。

①ノートパソコン 数量:2

②付属品(物品、数量、仕様は別紙「入札仕様書」に記載)

### (2)納入期間

桜井市が別途入札で決定するリース事業者が、令和 6 年 3 月 1 日までに桜井市に納入できるように、リース事業者と調整すること。

### (3)納入場所

桜井市役所3階行政経営課(桜井市大字栗殿 432 番地の 1)

### (4)その他

入札物件の詳細については、「入札仕様書」のとおりです。

### 第3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

---

次に掲げる要件を満たす事業者が、この入札に参加することができます。

- (1)奈良県知事又は桜井市長から業務等に関し指名停止を受けている者ではないこと。
- (2)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3)経営不振の状態(会社更生法【平成 14 年法律第 154 号】第 17 条第 1 項の規定により、更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき、再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てがされなかったものとみなす。
- (4)国税及び桜井市税に滞納がないこと。
- (5)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (6)桜井市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 21 条)第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7)本市の「物品・業務委託等登録業者名簿」において、営業種目に「B 事務用品・事務機器」-「2 コンピュータ及び関連部品」に登録された事業者であること。
- (8)次の①に掲げる書類を令和 5 年 10 月 20 日(金)午後 5 時必着の(9)④受領および提出場所に示す提出場所に提出した者。

①参加表明書(様式ア)

※提出時に連絡が取れるメールアドレスの記載がある書類(名刺等)の提出をお願いします。(仕様等に関する質問が出た場合、回答を送信させていただきます。)

- (9)次の①～③に掲げる書類を令和 5 年 11 月 2 日(木)午後 5 時(必着・郵送可)までに(10)に示す提出場所へ提出した者で、かつ①と②の承認を受けた者。定価見積書(様式 1-1 別紙)は、定価で作成し、1 部用意してください(オープン価格等で明確な定価がない場合は、一般的な提供価格での見積もり)。また、上記申請に基づく適合規格の適否については令和 5 年 11 月 9 日(木)までにメールにて通知します。

①適合規格承認申請書(様式1-1)

仕様書に基づく入札物件として適合していることを、適合規格承認申請書により証明しなければなりません。

②実施体制届(様式2)

上記①で示す適合規格承認申請を行った物品等に関して、契約者と納入業者などとの関係がわかる体制図を提出してください。

### ③製品カタログ等

カタログ等内の該当箇所が分かるように、付箋を貼付し、マーカー等でチェックしてください。

(10)受領および提出場所

〒633-8585

桜井市大字粟殿432番地の1

桜井市役所 市長公室 行政経営課

## 第4 入札方法

---

(1)契約金額は、入札書に記載された総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税および地方消費税を除いた額を入札書に記載してください。

(2)入札者は、所定の入札書(様式 A-1)を作成し、封をした上、所定の場所および日時に入札してください。

(3)代理人をもって入札する場合は、その委任状(様式B)を入札と同時に提出してください。

(4)入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(5)再度(2回目)入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約に準じた協議を行うことがあります。

## 第5 入開札の場所等

---

(1)入札説明会の日時および場所

実施しません。

(2)入開札の日時および場所

令和5年11月15日(水) 午後2時

〒633-8585

## 第6 補足

---

(1)契約手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とします。

(2)入札保証金

免除します。

(3)契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、桜井市契約規則(昭和44年桜井市規則第3号)の契約保証金免除項目に該当する場合は免除される場合があります。

## 第7 入札の辞退について

---

今回の「令和5年度桜井市広報紙編集用モバイルノート型パソコン一式の調達」の入札を、上記第3一般競争入札に参加する者に必要な資格(8)①参加表明書(様式ア)を提出後に、辞退する場合は下記の要領で必ず入札辞退届(様式D)を提出してください。

- ・提出期日 令和5年11月13日(月)午後5時(必着・郵送可)
- ・提出場所 第3一般競争入札に参加する者に必要な資格(10)受領および提出場所の記載に同じ。

## 第8 入札の無効

---

次に掲げる(1)～(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1)入札公告および入札説明書に示した競争入札参加資格のない者の入札
- (2)指定の期日までに必要書類の提出がなかった者の入札
- (3)指定の入札日時までに到達しなかった者の入札
- (4)入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (5)伝送をもって送付してきた入札
- (6)入札書に記名押印を欠く入札

- (7)入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (8)同一入札者がなした同一事項についての 2 以上の入札
- (9)入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札
- (10)その他、入札に関する条件に違反した入札

## 第9 落札者の決定方法

---

- (1)開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。
- (2)予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし  
ます。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度入札(2 回実  
施、計 3 回)を実施します。なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届(様式 E)  
を提出してください。
- (3)落札者となるべき同金額の入札者が 2 以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定  
します。
- (4)落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって  
入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行す  
ることができるかを照会するために、当該落札者の決定を留保する場合があります。
- (5)再度(2 回目)入札によっても予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、地方  
自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価  
格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行  
うことがありますので、その際には見積書(様式 C-1)及び見積内訳書(様式 C-2)を提  
出してください。
- (6)落札者は、入札終了後速やかに見積積算内訳書(様式 A-2)を提出してください。

## 第10 契約の締結及び契約書作成の要否

---

- (1)入札物件(調達物品・保守)に係る契約書は、桜井市が別途入札で決定するリース事業者  
と協議の上、いずれかの事業者が作成及び費用負担を担うものとします。
- (2)落札業者は、桜井市契約規則第 23 条第 1 項の規定に基づき、リース事業者決定の日  
から 5 日以内(特別の理由により必要のあると認めるときは指定する日まで)に契約を  
締結するものとします。
- (3)落札事業者は、契約書に金額内訳明細書を添付することを要します。

(4)リース期間は令和6年3月1日～令和11年2月28日までの5年間とします。

(5)保守料は、リース事業者により月額での代理回収になる場合があります。

## 第11 契約の不締結

---

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1)落札者(法人にあっては非常勤を含む役員および支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者および支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2)暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3)落札者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4)落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5)落札者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6)契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7)契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、桜井市がその契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8)契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を桜井市に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 第12 契約の解除

---

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、事業者を変更することがあります。また、契約を解除した場合は、事業者に損害賠償義務が生じます。

- (1)見積書など提出書類について虚偽の記載が明らかになったとき。
- (2)事業者に重大な瑕疵があるとき。
- (3)事業者に業務遂行の意思が認められないとき。
- (4)事業者に業務遂行能力がないと認められるとき。
- (5)契約締結後、契約者について第 11 契約の不締結の(1)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき。なお、第 11 契約の不締結の(1)および(3)から(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。
- (6)その他、契約を継続するに耐えない事情があるとき。

### 第13 契約の停止等

---

この契約に関し、別紙「入札仕様書」のとおり行われたい又はその見込みがあると認められるときは、契約を停止し、又は解除する場合があります。

### 第14 支払い方法について

---

落札者は、支払い方法について桜井市と協議を行った上で請求してください。

また、桜井市がその支払いの請求を受けたときは、桜井市契約規則で定められている期間内に支払うものとします。

### 第15 注意事項

---

- (1)この業務の発注課および請求書提出先は次のとおりです。

第 3 一般競争入札に参加する者に必要な資格 (9)④受領および提出場所の記載に同じ
- (2)事業者(入札参加事業者並びに納入、作業、保守に関わるすべての事業者)は、当該入札により知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。
- (3)契約事業者(落札者並びに当該落札者が指定する保守事業者)は、当該契約により知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (4)履行に際しては、桜井市の担当者と十分打合せの上、その指示に従ってください。
- (5)落札者は、契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。ただし、あらかじめ書面により契約相手方の承諾を得たときは、



- この限りではないものとします。(落札者が指定する保守事業者も同じ)
- (6)事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。
- (7)事情により、落札者決定の留保・取り消しを行う場合があります。

## 第16 その他

---

- (1)入札に当たって、再度入札となる場合がありますので、入札書及び封筒は 3 枚用意してください。入札書の記載については、記載例のとおりです。
- (2)落札者は、詳細仕様、納品時期等について、この説明書および仕様書の記載内容のほか、事前に桜井市の担当者と協議してください。
- (3)仕様に関わる質問等については、質問票に記入し、下記に示す URL から行ってください。質問受付期間は、令和 5 年 10 月 25 日(水)午後 5 時までとします。回答については、令和 5 年 10 月 27 日(金)までに参加表明時に提出されたメールアドレス宛に送付します。

[https://apply.e-tumo.jp/sakurai-nara-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=32644](https://apply.e-tumo.jp/sakurai-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=32644)

- (4)入札説明書および入札手続に関する質問(各種様式記載方法・日程確認等)については電話でも受け付けます。

照会先 桜井市役所 市長公室 行政経営課

電話 0744-42-9111(内線 1263)

担当:松本・柳原